



2026 年度

運輸安全マネジメントに関する取組み

広島バス株式会社

社 是

「仲良く力を合わせ」「安全に親切に」「規律正しく明るく」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営における根幹であることを深く認識し、全ての社員に輸送の安全の確保に最善の努力を尽くす意識を徹底させる主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する法令を遵守して、安全管理体制の構築と維持に努めます。
- (3) 安全に関する計画を策定し、確実な実施と安全対策を不断に見直し、輸送の安全性の向上を実現致します。
- (4) 輸送の安全に関する計画の施策、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)のサイクルを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努めて参ります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

2. 防災に関する基本的な方針

- (1) 利用者、社員とその家族の安全確保を最優先とした上で、事業資産の保護を図ります。
- (2) 自然災害の頻発化や激甚化を踏まえ、取締役社長を筆頭に災害に立ち向かう防災体制を整え、全社員が自然災害への対応を身に着けるべく教育訓練を行い、公共交通機関としての責務を果たします。

3. 輸送の安全に関する重点施策

当社は安全目標を達成する為に、以下の重点施策を実施致します。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守致します。
- (2) 輸送の安全に関する設備投資を積極的かつ効果的に行います。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要な是正措置、予防措置を行います。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有致します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施致します。
- (6) 輸送の安全の妨げとなる自然災害対応への取組みを推進致します。

4. 輸送の安全に関する目標の達成状況 【2025年度】

| 事故種別 | 事故発生件数 | | | |
|--------|--------|--------|------|------|
| | 2024年度 | 2025年度 | 事故増減 | 前年比 |
| 車内事故 | 6件 | 7件 | +1件 | 117% |
| 健康起因事故 | 0件 | 0件 | 0件 | 0% |
| 自責事故 | 39件 | 61件 | +22件 | 156% |
| 他責事故 | 49件 | 35件 | -14件 | 71% |

| 年度 | 2024年度 | | 2025年度 | |
|------|--------|------|--------|------|
| | 目標 | 発生件数 | 目標 | 発生件数 |
| 重大事故 | 0件 | 1件 | 0件 | 2件 |
| 車両故障 | 0件 | 11件 | 0件 | 7件 |

※ 重大事故及び重大な車両故障とは、自動車事故報告規則第2条に規定されているもので、目標は達成出来ませんでした。

5. 事故報告規則第2条に規定する事故発生状況

2025年度 自動車事故報告書提出件数 2件

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、「安全管理規程」に記載されています。

7. 輸送の安全に関する実績内容 【2025年度】

- (1) 運転者教育
初任運転者教育(座学・実技・路線)等を実施
- (2) サービス推進係による取組み
広島駅南口において、お客様誘導及び乗り場案内等を実施
- (3) 行政庁による訓練・セミナー参加
防災・減災に関する意識向上や健康管理の知識等を受講
- (4) 新任運行管理者・新任乗務班長教育
初任教育にて実施
- (5) 運転者への健康管理体制
定期健康診断、特定業務従事者健康診断、SAS、胃・大腸検査、脳ドック検診等を実施
- (6) 安全をサポートする先進技術車の導入(新車代替時)
安全サポート機能(PCS・LDWS・EDSS)搭載車を計画的に導入
- (7) 運行保安監査及び巡視
点呼視察や市内主要箇所の立哨等を実施

- (8) 内部監査の実施
実施日：2025年6月～7月
監査項目：運輸安全マネジメントガイドライン各項目
監査所見：各種施策や事故防止への取組みが適切に実施されているか否かを確認。
是正処置及び改善に向けたフォローアップを実施しました。
- (9) 行政処分情報
2025年度、中国運輸局より行政処分は受けておりません。

8. 輸送の安全に関する取組み計画 【2026年度】

- (1) 広島バス 年間安全目標

危険の芽 みんなで摘んで 咲く笑顔 !! ～3秒先の未来を予もう～

- (2) 輸送の安全に関する目標
- ① **スピードダウン**で制限速度より**5キロ減**走行。(事故発生リスクの低減)
 - ② **車内外の確認**を徹底し、マイク案内で車内事故**削減**。
 - ③ イエローストップ及び右左折一旦停止の励行。
 - ④ 不動物・固定物を意識した運転操作。
 - ⑤ 信号のない横断歩道での歩行者の保護。
 - ⑥ 不測の事態にも対応できる車間距離の確保。
 - ⑦ 重大な車両故障及び重大事故**ゼロ**。
- (3) 輸送の安全に関する意識の徹底
- ① 春の全国交通安全運動 (4月6日～15日)
 - ② 車内事故防止キャンペーン (7月)
 - ③ 夏の全国交通安全運動 (7月11日～20日)
 - ④ サービス向上運動 (9月上旬)
 - ⑤ 秋の全国交通安全運動 (9月21日～30日)
 - ⑥ 年末事故防止県民総ぐるみ運動 (12月1日～10日)
 - ⑦ 年末年始の輸送等に関する安全総点検 (12月10日～1月10日)
 - ⑧ 無事故表彰(個人<年2回>、班単位<達成時随時>)

上記、①～⑦の交通安全運動時において、「交通安全啓発文」を社員全員に配布し、また胸章啓発リボンを装着し、安全意識の向上とサービス向上の周知を図ります。

- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修計画
- ① 立哨及び添乗の強化
速度の抑制・右左折時一旦停止・発進時の車内確認の徹底・指差呼称による降車確認の励行等、立哨及び添乗調査の強化を継続致します。

② ドライブレコーダーの活用

事故発生時の分析及び原因を詳しく検証し、再発防止の教育資料に活用し、またドライブレコーダーの観察を増やし、安全や接客に対する問題点を展開致します。

③ ヒヤリハットの活用

通年において情報収集に努め、個別指導や運転者への注意喚起や安全教育等で情報を共有し、事故防止対策として活用致します。

| 教育名 | 対象者 | 日程 | 実施者 | 実施 |
|-------------------|--------------------------|-----------------------|------------------------|-----|
| 定期教育 (月次教育) | 全運転者 | 月初め | 各営業課 運行管理者 ・乗務班長 | 月1回 |
| 新任管理者教育 | 新任管理者 | 辞令後 | 安全教育課 | 随時 |
| 新任乗務班長 教育 | 新任乗務班長 | 辞令後 | 安全教育課 | 随時 |
| 定期集合教育 | 全運転者 | 7月～8月 | 安全教育課 | 年1回 |
| 安全講習会 | 観光営業課 運転者 | 1月～2月 | 観光営業課 安全教育課 | 年1回 |
| 観光営業課 雪道教習 | 観光営業課 運転者 | 1月～2月 | 観光営業課 | 年1回 |
| 観光営業課 山岳狭路教習 | 観光営業課 運転者 | 7月～8月 | 観光営業課 | 年1回 |
| 貸切初任運転者 教育 | 選任前運転者 | 座学10時間以上・ 実技20時間以上 | 観光営業課 | 随時 |
| 初任運転者教育 | 選任前運転者 | 入社後1ヵ月間 | 安全教育課 | 随時 |
| フォローアップ 添乗 | 入社3年未満 運転者 | 選任後1ヵ月～ 3年の間 | 安全教育課 | 随時 |
| 安全研修会 | 軽微事故惹起 運転者 | 指 定 月 | 安全教育課 | 随時 |
| 事故惹起者教育 特定Ⅰ及びⅡ | 重大事故惹起 運転者 | 事 故 惹 起 後 再 乗 務 まで | 事故対策機構 安全教育課 | 随時 |
| 特定運転者教育 | 再教育・再々 教育・特別 教育対象者 | 特定教育指定後 | 安全教育課 | 随時 |

| | | | | |
|-------|-------------------------|---------------------|---------------|----|
| 復職時教育 | 長期休職者 | 復職後再乗務まで | 安全教育課 各営業課 | 随時 |
| 初任診断 | 運転者として 新たに雇い 入れた者 | 初めて事業用自 動車に乗務する前 | 事故対策機構 | 随時 |
| 一般診断 | 全運転者 | 3年毎 | 事故対策機構 | 随時 |
| 適齢診断 | 65歳以上 運転者 | 年齢到達時 | 事故対策機構 | 随時 |

(5) 輸送の安全に関する投資等(安全運行に向けた環境整備)

| 新車代替及び重整備 | | | |
|---------------|-----|-------------|-----|
| 2025年度【実績】 | | 2026年度(予定) | |
| 新車代替(乗合・貸切) | 5台 | 新車代替(乗合・貸切) | 8台 |
| 中古車代替 | 0台 | 中古車代替 | 0台 |
| 重整備 | 5台 | 重整備 | 5台 |
| 旧型ドライブレコーダー代替 | | | |
| 2025年度【実績】 | 25台 | 2026年度(予定) | 25台 |
| 狭窄区間車外注意喚起装置 | | | |
| 2025年度【実績】 | 5台 | 2026年度(予定) | 7台 |

(6) 安全運行へ向けた健康管理施策

- 産業医と連携した健康相談
- 胃・大腸検診及び睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査の継続実施
- 50歳到達から5年毎ごとに脳ドック検診(65歳からは2年毎)
- 「ストレスチェック」によるメンタルヘルス対策の推進及びインフルエンザ予防接種

9. 輸送の安全に関する情報の共有

情報の伝達・共有に関わる会議

| 会議 | 対象者 | 実施時期 | 内容 |
|--------------|---------------------------------------------|--------|---------------------------------------|
| 経営会議 | ・代表取締役社長 ・取締役営業本部長及び部長 ・取締役管理本部長及び部長 | 随時 | 経営方針や経営問題など についての決定や見直し |
| 部課長会議 | ・社長をはじめとする取締役 ・営業部門部長及び課長 ・管理部門部長及び課長 | 2ヵ月に1回 | 経営トップによる安全運行 の指導及び進捗状況と運 行実績の報告 |
| 運輸部門 部内会議 | ・取締役営業本部長 ・営業部門次長及び課長 ・各営業課課長及び係長 | 月1回 | 事故報告並びに各種運行 関係情報の共有化を推進 |

| | | | |
|---------------|-------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 運輸部門 営業課会議 | ・運輸部門課長 ・各営業課統括運行管理者 | 週 1 回 | 事故防止並びに各種運行 関係の情報共有 |
| 管理者会議 | ・統括運行管理者 ・運行管理者および補助者 | 月 1 回 | 運輸部会議における報告 事項等の伝達や営業課内 の問題点の対応 |
| 安全衛生委員会 | ・委員長 ・産業医 ・安全管理者及び衛生管理者 | 月 1 回 | 労働者の健康障害や危険 等の防止対策 |
| 乗務班長会議 | ・各乗務班長 ・運行管理者 | 適 時 | 管理者会議の報告事項の 伝達及び徹底や運転者か らの意見対応 |

10. 輸送の安全に関する内部監査の実施

運輸安全マネジメントの実施状況を確認するために、輸送の安全に関する内部監査年 1 回実施致します。またす重大事故等が発生した場合、その他必要と認められた事案が発生した場合には、必要な是正処置または予防措置を講じます。

11. 輸送の安全確保に向けた改善

監査の結果や改善すべき事項の報告、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する施策を検討し、是正措置または予防措置を講じます。

12. 貸切バス事業者安全性評価制度

公益社団法人日本バス協会より、安全性の確保に向けた取組状況を評価・認定する「貸切バス事業者安全性評価制度」が 2024 年度より一部改正され、【二ツ星】の認定を受けました。引き続き、法令順守及び安全に対する取組みを強化してまいります。

13. 安全統括管理者

氏名 山田 幸俊 役職 取締役 営業本部長

14. 安全管理規程

「安全管理規程」は別紙の通り、作成し届け出ています。